

## 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例等に基づく排水基準の変更について【概要】

## 諮問事項

## 1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例に基づく排水基準の変更について

## &lt;変更の内容&gt;

	現行	改正案
項目	大腸菌群数	大腸菌数
許容限度	3,000 個/cm <sup>3</sup>	800 CFU*/mL

\* CFU : コロニー形成単位

## 2 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

## &lt;変更の内容&gt;

	現行	改正案
項目	大腸菌群数	大腸菌数
許容限度	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	日間平均 800 CFU/mL

※ 施行の時期 1・2ともに令和7年4月1日（予定）

## &lt;趣旨&gt;

- 県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による一律排水基準に加え、同条第3項の規定による上乘せ排水基準を水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「上乘せ条例」という。）により定め、法施行令で規定する特定施設を設置する事業場からの排水を規制している。
- また、千葉県環境保全条例（以下「保全条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）において、法の適用対象とならない施設のうち、汚濁負荷の大きい施設を特定施設と定め、法に準じた排水基準を設定している。
- 令和6年1月に法に基づく排水基準を定める省令（以下「省令」という。）が公布され、よりの確にふん便汚染を捉える指標として、排水基準の項目が「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改められ、許容限度が見直された。
- 省令改正の趣旨を踏まえ、上乘せ条例及び規則に定める排水基準を変更する。

## &lt;省令の変更概要&gt;

- ・ 令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が見直され、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められたことを踏まえ、令和6年1月に改正排水基準を定める省令を公布。
- ・ 項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更。
- ・ 許容限度を「日間平均 3,000 個/cm<sup>3</sup>」から「日間平均 800CFU/mL」に変更。
- ・ 省令の施行は令和7年4月1日。